



KPMG Newsletter

KPMG Insight

会計・開示／税務 Digest

会計・開示情報 (2024. 3 - 5)



Vol. **67**

July 2024

会計・開示情報 (2024.3-5)

有限責任 あずさ監査法人

会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

会計・開示ダイジェスト
最新号はこちらからご覧
になれます。



<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2021/01/accounting-digest.html>

2024年3月号

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

【最終基準】

1 改正企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」等の公表

会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」について

本適用指針等は、2023年度税制改正において、完全子会社株式の現物分配の際に一部持分（20%未満）を残すパーシャルスピノフが一定の要件を満たす場合も適格組織再編となる特例措置が加えられたことを受けて、保有する完全子会社株式を株式数に応じて比例的に配当し子会社株式に該当しなくなった場合の現物配当実施会社における会計処理の取扱いを示すことを目的として公表されました。本適用指針等では、以下の3つの論点に関する会計処理が定められています。

- 子会社株式の一部を現物配当実施会社の株主に現物配当する

場合の、現物配当実施会社の個別財務諸表上の取扱い

- 子会社株式の一部を現物配当実施会社の株主に現物配当する場合の、現物配当実施会社の連結財務諸表上の取扱い
- 配当対象となる子会社株式に関する連結税効果の取扱い

本適用指針等は公表日（2024年3月22日）以後適用されます。また、本適用指針適用日以前に行われた保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当し子会社株式に該当しなくなる取引並びに本実務指針適用日以前に行われた保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当し子会社株式に該当しなくなる取引及び保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当する取引については、適用日において会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないこととされています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年4月8日）

【最終基準】

2 実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等の公表

本実務対応報告は、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等（当期税金）の会計処理及び開示に関する取扱いを示すことを目的として公表されました。また、本実務対応報告を適用する場合の実

2024年3月号

務に資する情報提供を目的として、補足文書「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する見積りについて」が公表されています。

本実務対応報告では、当該法人税等の計上時期及び見積りの取扱い、貸借対照表及び損益計算書における表示及び注記、四半期財務諸表及び中間財務諸表における取扱い及び注記について規定されています。本実務対応報告は、2024年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。

なお、四半期財務諸表及び中間財務諸表における注記の定めについては、上記に関わらず、2025年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。

あずさ監査法人解説資料：

ポイント解説速報（2024年3月29日）

【最終基準】

3

改正実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の公表

本実務対応報告では、グローバル・ミニマム課税制度における所得合算ルール（Income Inclusion Rule（IIR））に係る取扱いのみならず、今後の税制改正により法制化される予定の軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule（UTPR））及び国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax（QDMTT））等の取扱いも含めて、国際的な動向等に変化が生じない限り、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととする当面の取扱いを継続することとされています。

また、上記取扱いは、四半期決算並びに中間決算においても適用することとされています。

本実務対応報告は、公表日（2024年3月22日）以後適用されます。

あずさ監査法人解説資料：

ポイント解説速報（2024年3月29日）

【最終基準】

4

企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」等の公表

本会計基準等は、改正後の金融商品取引法に従って新たに半期報告書において開示される中間財務諸表に係る会計処理及び開示を定め

ており、基本的な方針として、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の会計処理及び開示を引き継ぐこととしています。また、この方針の下、四半期決算の会計期間（3ヵ月）と中間会計期間（6ヵ月）の相違により会計処理に差異が生じる可能性がある特定の項目について、従来の四半期での実務が継続して適用可能であるとされています。

本会計基準等は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）の附則第3条に基づき、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項の規定による半期報告書の提出が求められる最初の中間会計期間から適用されます。

あずさ監査法人解説資料：

ポイント解説速報（2024年4月2日）

【公開草案】

1

サステナビリティ開示基準公開草案

2024年3月29日、SSBJは日本において適用されるサステナビリティ開示基準の公開草案を公表しました。

本公開草案は、以下の3つのサステナビリティ開示基準案で構成されています。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用(案)」
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準(案)」
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」

基準案の特徴は以下のとおりです。

- プライム上場企業が適用すること、また、SSBJ基準案に基づく開示が有価証券報告書に含められることを想定して、基準の開発が行われています。
- 国際的な比較可能性の確保のため、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表するIFRS®サステナビリティ開示基準（以下、「ISSB™基準」という）の要求事項を基本的にすべて取り入れています。そのうえで、一部の定めについては、ISSB基準の要求事項に代えて、SSBJ基準独自の取扱いを選択することを認めており、また、一部の定めについてはISSB基準に追加して要求しています。

公開草案に対するコメントの締切りは、2024年7月31日です。

あずさ監査法人解説資料（会員サイト）：

KPMG Japan Insight Plus

東京証券取引所

【改正】

① 金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について

金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について

2024年3月28日、東京証券取引所は「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について」等を公表しました。

本改正の主な内容は以下のとおりです。

- 第1・第3四半期決算短信の取扱い
- 第2四半期・通期決算短信の取扱い
- 上場規則の実効性の確保

本改正は、改正金商法の施行日(2024年4月1日)から施行されます。上記(1)「第1・第3四半期決算短信の取扱い」については、2024年4月1日以後に開始する四半期会計期間に係る第1・第3四半期決算短信から適用されます。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2024年4月4日)

金融庁

【改正】

① 「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令」等の公表

2024年3月27日、金融庁は「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令」等を公表しました。本改正等の主な内容は以下のとおりです。

- 上場会社等が提出する半期報告書に関する規定の整備
- 半期報告書に含まれる中間(連結)財務諸表に関する規定の整備

本改正等は、2024年4月1日から施行・適用されます。なお、改正後の規定のうち、有価証券報告書等の様式に係る規定の適用については、別途の定めがあります。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2024年4月1日)

【改正】

② 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の公表

2024年3月29日、金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等を公表しました。改正の概要は以下のとおりであり、2024年2月8日に公表された改正案からの変更点はありません。

- 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の指定について
 - 追加:企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」
 - 削除:企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」
- 指定国際会計基準の指定について
- 財務諸表等規則等の改正に伴う改正について

本改正は、2024年4月1日から施行されます。

あずさ監査法人解説資料:
ポイント解説速報(2024年4月1日)

【Information】

① 「記述情報の開示の好事例集2023」の更新

2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する開示府令」において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設され、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるかについて、投資家・アナリスト・有識者及び企業を構成員とする勉強会で検討が行われました。2023年12月27日に公表された本事例集では、勉強会で議論された内容を踏まえて、「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」を掲載しています。今般、新たに「コーポレート・ガバナンスの状況等」及び「経営上の重要な契約等」に関する開示の好事例や、「投資家・アナリスト・有識者が期待する開示を充

実化されるための取組み」「中堅中小上場企業の開示例」が追加されています。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年3月12日）

【Information】

2 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年度）

金融庁は2024年3月29日に、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年度）」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

- 前年度の有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項
- 識別された課題への対応にあたり、参考となる開示例集
- 2024年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビュー（審査）の実施概要

（法令改正関係審査）

- 2023年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（「従業員の状況」における女性管理職比率並びに「コーポレート・ガバナンスの状況等」における取締役会・監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関連した開示を含む。）

（重点テーマ審査）

- サステナビリティに関する企業の取組の開示

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年4月9日）

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会（委員会）及び国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

【公開草案】

1 公開草案「企業結合—開示、のれん及び減損」

本公開草案は、企業が企業結合に関する有用な情報を合理的なコストで提供し、その情報により財務諸表の利用者が当該企業結合のパフォーマンスを直接評価できるようにすることを目的として、主として以下の点を中心に、IFRS第3号「企業結合」の開示要求事項の改訂を提案しています。

- 企業結合により期待されるシナジーに関する情報開示の追加
- 戦略的企業結合に関する情報開示の追加

また、主として減損損失の認識タイミングが時に遅すぎることではないかとの指摘や、減損テストのコストや複雑さに関する懸念に対応するため、主に以下の点につき、IAS第36号「資産の減損」の改訂を提案しています。

- のれんのCGU又はCGUグループへの配分方法に関するガイダンスの追加
- のれんが配分されたCGUがどの報告セグメントに含まれるのかの開示の追加
- 使用価値の算定方法の改訂

公開草案に対するコメントの締切りは、2024年7月15日です。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年4月5日）

米国財務会計基準審議会 (FASB)

【最終基準(会計基準更新書(Accounting standards update; ASU))】

1 ASU第2024-01号「報酬—株式に基づく報酬(トピック718)」

本ASUは、従業員への報酬として利益持分及び類似の報奨(利益持分型報奨(Profits interest awards))を提供している企業に対して、利益持分型報奨が「報酬—株式に基づく報酬(トピック718)」の適用範囲に含まれるか、あるいは現金賞与や利益分配型の報酬と同様に「報酬—全般(トピック710)」又は他の基準に従って処理されるかを判断するためのガイダンスを提供する4つの例示を提供しています。本ASUは、2024年12月16日以降開始する事業年度(非公開企業においては2025年12月16日以降開始する事業年度)から将来に向かって適用され、早期適用が認められています。

KPMG関連資料:
Defining Issues (英語)

米国証券取引委員会 (SEC)

【最終規則】

1 気候変動開示の最終規則の公表

SECは2024年3月6日に、気候関連開示に関する最終規則を採択しました。

本規則は、非財務情報及び財務情報において気候関連開示を要求するものです。本規則の主な開示要求事項は以下の通りです。

(非財務情報)

- ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関する情報
- スコープ1、2のGHG排出量に関する情報(Large Accelerated Filer又はAccelerated Filerに該当し、重要性がある場合)^(※)
- 気候関連リスクの緩和や適応のための活動において発生した重要な支出額、及び移行計画等によって直接生じると評価した財務

上の見積りや仮定に対する重要な影響について、定量的及び定性的な情報

^(※)2029年度以降段階的に、保証業務提供者による限定的保証業務を受けることが求められる。なお、Large Accelerated Filerに該当する企業は、2033年度から合理的保証業務を受けることが求められる。

(財務情報)

財務諸表の注記による以下に関する開示

- 深刻な天候事象及びその他の自然条件を踏まえて費用又は損失計上された支出額及び関連する回収額(例:保険金受領額)
- カーボンオフセット及び再生可能エネルギークレジット・証書
- 深刻な天候事象及びその他の自然条件に関するリスクや不確実性又は知られることになった影響、もしくは企業が開示した気候関連の目標や移行計画によって重要な影響を受けた見積り及び仮定

本規則は、開示要求を企業の規模及び開示情報の内容等に応じて、2025年開始会計年度以降、段階的に適用することとされています。

KPMG関連資料:
SEC on Climate (英語)

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

今月、特にお知らせする事項はありません。

東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準 審議会 (ISSB)

【最終基準】

1 IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の公表

IASBは2024年4月、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」(以下、本基準という)を公表しました。本基準は公開草案(ED/2019/7)「全般的な表示及び開示」について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として公表されたものであり、主に、純

損益計算書の財務業績に関する情報の改善に焦点を当てています。

- 純損益計算書の構成
純損益計算書において、収益及び費用を5つの区分に分け、純損益に至る前の2つの段階で新たな小計(損益)を表示することが求められています。
- 情報の詳細さ(集約又は分解)のレベルについて取り扱う原則及び要求事項の導入
情報を基本財務諸表と注記のいずれに掲載すべきかの判断に資するため、それぞれの役割を明確化するとともに、情報の集約及び分解の原則及び要求事項が定められています。
- 経営者が定義した業績指標
「経営者が定義した業績指標」を明確化したうえで、要件を満たすすべての指標について、財務諸表の単一の注記において特定の開示を行うことが求められています。

本基準は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められます。また、一定の経過措置が設けられています。

あずさ監査法人解説資料:

ポイント解説速報(2024年4月24日)

【アジェンダ決定】

1 引継期間中の継続雇用を条件とする支払(IFRS第3号)

企業が取得した事業の売主に対する支払が、取得後の引継期間中の売主の継続雇用を条件とする場合の会計処理についてのIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定が確定し、IFRIC Updateへの補遺としてリリースされました。

委員会による調査の結果、本論点に係る実務のばらつきは認められないと判断されたことから、当該論点を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことが決定されました。なお、委員会は、そのような継続雇用を条件とする支払は、通常、追加の取得対価ではなく、取得後の報酬費用として会計処理すると指摘しています。

あずさ監査法人解説資料:

IFRS解釈指針委員会ニュース(2024年6月)(後日掲載予定)

【アジェンダ決定】

2 気候関連のコミットメント(IAS第37号)

2024年4月号

温室効果ガス排出を削減または相殺するという企業のコミットメントに対して IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づく引当金の認識・測定要件がどのように適用されるのかについてのIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定が確定し、IFRIC Updateへの補遺としてリリースされました。

委員会による審議の結果、IFRS会計基準上の扱いは明らかであると判断されたことから、当該論点を基準設定プロジェクトの作業計画に追加しないことが決定されました。

あずさ監査法人解説資料：
IFRS解釈指針委員会ニュース（2024年6月）（後日掲載予定）

米国財務会計基準審議会 (FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

企業会計基準委員会 (ASBJ)、 日本公認会計士協会 (JICPA) 及びサステナビリティ基準委員会 (SSBJ)

今月、特にお知らせする事項はありません。

東京証券取引所

【改正】

1 「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について」を公表

東京証券取引所は2024年5月9日、「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について」を公表しました。本改正では、上場規程の企業行動規範において、プライム市場上場会社に対して以下の内容が規定されました。

- 決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化
- 会社情報について可能な限り英文開示を行うことの努力義務

英文開示の義務化については、2025年4月1日以後に開示するものから適用することとされていますが、所定の書面を提出することで1年間の猶予が認められます。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年5月14日）

金融庁

今月、特にお知らせする事項はありません。

法務省

今月、特にお知らせする事項はありません。

国際会計基準審議会 (IASB)、 IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準 審議会 (ISSB)

【最終基準】

1 IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表

IASBは2024年5月9日、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」(以下、本基準という)を公表しました。本基準は、次の条件を満たす子会社が、認識、測定及び表示についてIFRS会計基準に基づいて自社の一般目的財務諸表を作成する場合に利用することができる、IFRS会計基準と比較して削減された開示要求事項を定めています。

- 公的説明責任を有していない。
- その最終的な又は中間的な親会社がIFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している。

本基準を適用する企業は、財務諸表がIFRS会計基準及び本基準の開示要求に準拠している旨の明示的かつ無限定の記述を注記する必要があります。本基準は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用を選択することができ、早期適用も認められます。早期適用する場合には、その旨の開示が必要になります。

あずさ監査法人解説資料：
ポイント解説速報（2024年5月17日）

【最終基準】

2 「金融商品の分類及び測定に関する基準の改訂」を公表

IASBは2024年5月30日、IFRS第9号「金融商品」の分類と測定に関する要求事項についての適用後レビュー(Post Implementation Review (以下、PIR))の結果を受け、「金融商品の分類及び測定に関する基準の改訂 (IFRS第9号とIFRS第7号の改訂)」(以下、本改訂)を公表しました。このPIRにおいては、特に、ESGリンク特性を持つ金融資産の分類について多くの疑問が生じており、対応が必要とされていました。

今回の改訂では、偶発的な特性を有する場合を含め、金融資産の分類に関するガイダンスが追加され、特定の偶発的な特性を有する金

2024年5月号

融資産及び金融負債の開示規定もあわせて追加されています。また、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に関する開示の見直しや、電子送金システムを通じた決済について金融負債の認識の中止を認める例外的な取扱いの追加などの改訂も行われています。

主な改訂内容は以下のとおりです。

- 金融資産の分類に関する追加のガイダンス
 - 基本的な融資の取決めに係る利息の構成要素の明確化
 - 偶発的な特性により契約上のキャッシュ・フローの時期または金額が変動する場合のSPPIの評価方法
- 資本性金融商品への投資に関する開示の見直し
- その他の改訂内容
 - ノンリコース特性及び契約上リンクしている商品の特徴やルックスルーテストを行う際に企業が考慮する要因等の明確化
 - 電子送金システムを通じて決済された金融負債の認識の中止要件

本改訂は2026年1月1日以降開始する事業年度から適用されます。早期適用も可能であり、その際は、特定の改訂・開示のみを先に早期適用することも選択できます。本改訂は過去に遡って適用されますが、比較情報の修正再表示は要求されません。

あずさ監査法人解説資料:

ポイント解説速報(2024年6月6日)

【公開草案】

1

公開草案「再生可能電力に係る契約」を公表

IASBは2024年5月8日、公開草案「再生可能電力に関する契約(IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂案)」(以下、本公開草案)を公表しました。本公開草案は、以下の要件をともに満たす再生可能電力に係る契約を対象としています。

- 再生可能電力の生産の源泉が自然に依存するものであるため、電力の供給のタイミングまたは供給量を保証できない契約
- 電力購入者が、数量リスク(電力の供給量が、供給時点における購入者の需要量と一致しないリスク)に晒されている契約

上述の要件を満たす契約について、本公開草案は、以下の会計処理に関する実務上の課題に対応するためにIFRS第9号を改訂する提案を行っています。

- 再生可能電力の購入者による「自己使用」の例外的適用可否を検討する際に考慮すべき事項を定める。
- 一定の要件を満たす場合に、再生可能電力の変動する予定売上または予定購入へのヘッジ会計の適用を認める。

また、本公開草案は、IFRS第7号の改訂により、再生可能電力に係る契約条件、公正価値測定に関連する情報、電力の売手となる企業の業績に与える影響等の開示を求めることを提案しています。本公開草案に対するコメント期限は、2024年8月7日です。

あずさ監査法人解説資料:

ポイント解説速報(2024年5月26日)

米国財務会計基準審議会
(FASB)

今月、特にお知らせする事項はありません。

関連情報

多くの企業に影響する最新の会計・開示情報を、専門家がわかりやすく解説します。

home.kpmg/jp/act-ist

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

日本基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/j-gaap.html>

IFRS基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/ifrs.html>

修正国際基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/jmis.html>

米国基準

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/05/accounting-standards/us-gaap.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

下田 勇矢

✉ azsa-accounting@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。